

令和4年度意見第8号
令和4年9月27日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年8月29日付で株式会社BOOSTRY 代表取締役 佐々木 俊典から提出された新技術等実証計画に対する経済産業大臣の見解（令和4年9月15日20220829情第39号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和4年度意見第9号
令和4年9月27日

法務大臣
葉梨 康弘 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年8月29日付で株式会社BOOSTRY 代表取締役 佐々木 俊典から提出された新技術等実証計画に対する法務大臣の見解（令和4年9月7日法務省民制第137号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）